

小さな拠点・地域運営組織の 形成に関する事業・制度について

目次

1. 活用場面に応じた制度紹介

- ◎ 小さな拠点・地域運営組織の形成に関する総合的な支援・・・P. 3
- ◎ 組織づくり、人材の育成・確保に対する支援・・・P. 6
 - ・ 組織づくりに対する支援・・・P. 6
 - ・ 人材の育成・確保に対する支援・・・P. 9
 - ・ 外部人材活用に対する支援・・・P. 12
- ◎ 活動拠点づくりに対する支援・・・P. 15
- ◎ 共助による生活サービスの確保等に対する支援・・・P. 17

2. 小さな拠点・地域運営組織の形成に関する関係府省庁の主な支援制度一覧・・・P. 20

3. 各制度の概要・・・P. 23

◎小さな拠点・地域運営組織の形成に関する総合的な支援

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプ）		内閣府 地方創生推進事務局	
<p>・デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型） ⇒ 主にソフト事業を支援（補助率：1／2） ○ 地方創生拠点整備タイプ ⇒ 主にハード事業を支援（補助率：1／2） <p>【小さな拠点に関する具体的な支援例（地方創生推進タイプ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落ネットワーク圏の形成推進に向けた支援メニューとして、地域住民を主体とした「小さな拠点」が連携して、広域的な取組を行うことにより、生活機能の確保に加え、地域資源の活用によるコミュニティビジネスの活性化や都市部との交流を図り、持続的な集落生活圏の維持・形成を図る取組に対し交付金を交付する ・具体的には以下のような取組に対して支援を行う <ul style="list-style-type: none"> ○ 複数の「小さな拠点」を支援するNPOなどの中間支援組織等の参画する活動 ○ 核となる「小さな拠点」の形成を軸とした複数市町村を範囲とする事業・サービス ○ 複数拠点の連携・分担による事業・サービス ○ 複数市町村による「小さな拠点」の広域的な連携、広域的な連携を前提とした「小さな拠点」立ち上げ支援 ○ 都道府県と市町村が一体となった、新たな生活サービス等の拠点・事業の実験的な立ち上げなど 			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html		

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（過疎地域持続的発展支援交付金）		総務省 過疎対策室	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、「くらし」を支える多様な主体の包摂・連携による生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援する ・ 地域運営組織等が、活性化プランに基づき行う取組を対象とする（具体的には、以下のような取組に対して支援を行う） <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者サロンの開設 ○ デマンドバス・タクシーの運行 ○ 特産品の開発や6次産業化 ○ 買物機能の確保 ○ 伝統芸能や文化の伝承 ○ 田舎暮らし体験 等 ・ 補助上限額…1,500万円（ただし専門人材やICT技術等を活用する事業の場合は最大1,500万円の上乗せ） 補助率…定額 			
対象地域	過疎、特定農山村、振興山村、半島、離島、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、辺地、これらに準ずる地域と総務大臣が認める地域	実施主体	地域運営組織等 ※交付の申請は市町村が行う
関連 URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain4.html		

過疎対策事業債		総務省 財務調査課	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎対策事業債は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）による過疎地域の市町村が、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、ハード事業のほか、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化などの住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るためのソフト事業にも活用可能 ・ 集落ネットワーク圏の形成に関連する取組例としては以下のようなソフト事業への過疎対策事業債の活用が考えられる 			
集落の維持及び活性化	集落ネットワーク圏の形成に向けた集落点検や集落課題の話し合いの実施、地域運営組織の事務局をサポートする人材の設置、移住アドバイザー等の設置など		
生活交通の確保	地域運営組織が運行するコミュニティバスやデマンドバス等への補助など		
産業の振興	地域運営組織が中心となって行う地場産品のブランド化や新たな特産品の開発、6次産業化の取組への支援、コミュニティビジネスの起業支援など		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 元利償還金の70%を普通交付税の基準財政需要額に算入 			
対象地域	過疎地域	実施主体	市町村
関連 URL	-		

農山漁村振興交付金		農林水産省 農村計画課、地域振興課、 都市農村交流課、地域整備課	
<p>・地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組に対し、取組の発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しする</p> <p>1 農山漁村地域での取組への支援</p> <p>① 農山漁村発イノベーション対策 農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出する取組を支援</p> <p>② 中山間地農業推進対策 中山間地域での収益力向上に向けた取組や複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成等を支援</p> <p>③ 山村活性化対策 振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援</p> <p>④ 最適土地利用総合対策 地域における土地利用構想の作成から実現までの取組を総合的に支援</p> <p>⑤ 情報通信環境整備対策 インフラ管理やスマート農業等に必要な情報通信環境の整備を支援</p> <p>2 都市部での取組への支援</p> <p>① 都市農業機能発揮対策 都市農業への関心の喚起や多様な機能の発揮に資する取組を支援</p>			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業団体等
関連 URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html		

◎組織づくり、人材の育成・確保に対する支援

・組織づくりに対する支援

特定地域づくり事業推進交付金		内閣府 地方創生推進事務局 総務省 自治行政局 地域振興室	
<p>・ 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業協同組合が、域内外の若者等を雇用し、組合員である事業者の事業に従事する機会を提供することにより、地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう、交付金により支援する</p>			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	-		

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置		内閣府 地方創生推進事務局	
<p>・ 地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置</p>			
対象地域	中山間地域等の集落生活圏	実施主体	雇用を創出する事業者、生活サービスを提供する事業者
関連 URL	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiiisanakyoten/zeisei/index.html		

地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置		総務省 地域振興室	
<p>1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】</p> <p>地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費</p> <p>(1) 地域運営組織の運営支援</p> <p>① 運営支援（措置対象：事務局人件費 等）…普通交付税</p> <p>② 形成支援（措置対象：ワークショップ開催に要する経費 等）…特別交付税</p> <p>(2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援</p> <p>（措置対象：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費 等）…普通交付税</p> <p>※1は、R3年度「地域の暮らしを支える住民共助の仕組みづくりの推進」から項目名変更を行うこととしている</p> <p>※(1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる</p>			
<p>2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】</p> <p>自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費（措置対象：研修、設備導入、販路開拓に要する経費 等）…特別交付税</p>			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_unneisosiki.html		

地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）		総務省 地域政策課	
<p>・事業の実施により、自治体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となるものであり、他の同様の公共的な地域課題を抱える自治体に対する高い新規性・モデル性がある事業について、地域金融機関等から融資（又は出資）を受けて事業化に取り組む民間事業者が事業化段階で必要となる初期投資費用について、地方公共団体が助成する経費に対し交付金を交付</p> <p>・公費補助金：地域金融機関の融資（融資比率）＝1：1以上</p> <p>補助金上限額（国費＋地方債の合計額）：2,500万円</p> <p>融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は上限3,500万円、2倍以上の場合は上限5,000万円</p> <p>補助率：1/2（重点支援事業で、①生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業は10/10、②脱炭素に資する地域再生エネルギーの活用等に関連する事業は3/4、過疎地域等の条件不利地域で、①財政力指数0.25未満は3/4、②財政力指数0.5未満は2/3）</p>			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html		

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業		環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室	
<p>・地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネ促進区域の設定、再エネの導入調査、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う事業</p>			
対象地域	全国	実施主体	地方公共団体
関連 URL	https://www.env.go.jp/policy/post_169.html		

環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業		環境省 大臣官房 地域政策課	
<p>・地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域循環共生圏創造に向けた環境整備 ② 支援チーム派遣等を通じた事業化支援 ③ 総合的分析による方策検討・指針の作成等 ④ 戦略的な広報活動 を行う 			
対象地域	全国	実施主体	市町村、地域団体等
関連 URL	http://chiiki.junkan.env.go.jp/		

地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業		(一財)地域活性化センター	
<p>・「地方創生」に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた以下の事業に対し支援する</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 集落の維持活性化、コミュニティビジネスによる小さな地域経済循環の創造 (2) 子ども・女性・若者・シニア等が活躍する地域づくり (3) 食料・エネルギーの地産地消等、地域内支え合いの仕組みづくり (4) その他、地方創生に向けた地域ぐるみの取組 <p>・支援対象経費は報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、図書購入費、燃料費、食糧費（会議の飲料等））、役務費（通信運搬費、損害保険料、広告料）などで、助成金は150万円を上限とし、助成の対象となる経費の100%以内とする</p>			
対象地域	全国	実施主体	市町村、地域団体等
関連 URL	http://www.jcrd.jp/support/subsidy/support/		

・人材の育成・確保に対する支援

地域おこし協力隊に対する特別交付税措置、研修	総務省 地域自立応援課
<p>○地域おこし協力隊に対する特別交付税措置</p> <p>・都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、一定期間（概ね1年以上3年以下）、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、地方財政措置を講じる</p> <p>【特別交付税措置】</p> <p>①地域おこし協力隊員の募集等に要する経費…1団体あたり300万円上限</p> <p>②「おためし地域おこし協力隊」に要する経費…1団体あたり100万円上限</p> <p>③「地域おこし協力隊インターン」に要する経費…1団体あたり100万円上限（プログラム作成等に要する経費）、1人・1日あたり1.2万円上限（活動に要する経費）</p> <p>④地域おこし協力隊員の活動に要する経費…隊員1人あたり480万円上限 （報償費等280万円※、その他の経費（活動旅費、消耗品費、事務的経費、研修経費等）200万円） ※隊員のスキルや地理的条件を考慮した上で、最大330万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている（隊員1人あたり480万円の上限は変更なし）</p> <p>⑤地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費…1団体（市町村に限る）あたり200万円上限</p> <p>⑥地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費…任期2年目から任期終了後1年以内に起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限</p> <p>⑦任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費…措置率0.5</p> <p>【普通交付税措置】</p> <p>①都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費</p> <p>②都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費</p> <p>○地域おこし協力隊に対する研修</p> <p>・地域おこし協力隊及び集落支援員等を対象に、地域協力活動などの取組を推進するために必要となる知識や実務能力の向上を図るための研修を実施。</p> <p>(1) 初任者研修（年4回程度）</p> <p>地域おこし協力隊員及び集落支援員の初任者を対象として、地域協力活動や集落対策支援の取組を推進するために必要となる知識の習得や実務能力の向上、地域おこし協力隊員等の初任者同士の交流・情報交換等を目的として実施</p> <p>(2) ステップアップ研修（年2回程度）</p> <p>着任2～3年目で、今後のステップアップを考えている隊員を対象に、これまでの活動を振り返り、今後のステップアップに向けてすべきことを整理し、次のステップを踏み出すアイデア・方策を見つけだすために必要となる知識や実務能力の向上を図ることを目的として実施</p>	

(3) 起業・事業化に向けた研修（年6回程度） 地域おこし協力隊の任期終了後における当該地域への定住に向けて、起業および事業化に必要な知識・ノウハウを習得するとともに、任期終了後の事業や活動を客観的・集中的に見つめ直して、整理する機会とし、今後の活動目標や活動内容の具体化に繋げることを目的として実施			
対象地域	交付税措置：過疎地域等 研修：全国の地域おこし協力隊員等	実施主体	交付税措置：都道府県、市町村 研修：総務省等
関連 URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html		

集落支援員に対する特別交付税措置		総務省 過疎対策室	
集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施する集落支援員を設置する地方公共団体に対して特別交付税措置を講じる			
○措置額…集落支援員1人あたりの上限額 ・専任(※1) 445万円 ・兼任(※2) 40万円 (※1)兼任の場合であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上である旨を設置要綱等に規定して委嘱する場合を含む (※2)自治会長などとの兼務の集落支援員			
○対象経費…以下の①～④			
① 集落支援員の設置に要する経費			
② 集落点検の実施に要する経費			
③ 集落における話し合いの実施に要する経費			
④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費			
対象地域	全国（国勢調査における人口集中地区を除く）	実施主体	地方公共団体
関連 URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03000070.html		

全国地域づくり人財塾		総務省 人材力活性化・連携交流室	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化において求められる様々な知識・経験を持った人々が、それぞれの知見を以て活動できる状況を作るための講座等を開催 ・年度によって研修テーマや開催地、日程等は異なるが、概ね年間3～4回（1回は2～3日間）、首都圏と地方圏で開催 			
対 象	全国の市区町村職員、地域づくりに取り組むNPO等	実施主体	総務省
関連 URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/jinzairyoku.html		

全国地域リーダー養成塾		(一財)地域活性化センター	
<ul style="list-style-type: none"> ・様々な分野で既存の枠にとらわれない広い視野と深い見識を持ち、斬新かつ大胆な発想のできる地域リーダーを養成するため、多彩な講師陣による講義や実践的なワークのほか、主任講師による少人数のゼミナール形式の指導や地域づくりの現地調査など、体系的な研修を行う 			
対象地域	全国	実施主体	(一財)地域活性化センター
関連 URL	https://www.jcrd.jp/seminar/chiikileader/		

・外部人材活用に対する支援

地域活性化伝道師		内閣府 地方創生推進事務局	
<p>・地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言などを行う</p>			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	https://www.chisou.go.jp/tiiki/ouentai.html		

自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への支援		総務省 地域自立応援課	
<p>・地方公共団体が実施する移住体験（二地域居住体験を含む）、移住希望者等に対する就職・住居支援等の取組について特別交付税措置を講じる</p> <p>(1) 地方公共団体が実施する移住・定住対策（以下①～④）に要する経費（人件費を除く。算入率0.5×財政力補正）</p> <p>① 情報発信…相談窓口の設置、「移住・交流情報ガーデン」などにおける移住相談会・セミナー等の開催、自治体 HP 等での情報発信、移住関連パンフレット等の制作、移住促進等のためのプロモーション動画の制作等</p> <p>② 移住体験…移住体験ツアー（二地域居住体験）の実施、移住体験住宅の整備、UI ターン産業体験（農林水産業、伝統工芸等）</p> <p>③ 就職支援…移住希望者等に対する職業紹介、就業支援、新規就業者（本人、受入企業）に対する助成</p> <p>④ 住居支援…空き家バンクの運営、住宅改修への助成</p> <p>(2) 移住を検討している者や移住者への支援に要する経費</p> <p>「移住コーディネーター」（受入地域において、移住を検討している者に対して適切な情報提供や相談対応等の支援を行うことができる者）又は「定住支援員」（移住者が移住後に円滑に地域において生活できるようその定住・定着に向けた支援を行う者）を設置する場合の報償費等及び活動経費について、1人あたり350万円上限（兼任の場合40万円上限）</p>			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	-		

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

総務省 人材力活性化・連携交流室

- ・地域独自の魅力や価値の向上に取り込むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる
- ・市町村が、外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上^{※1}招へいし、地域活性化の取組を実施する場合であって、外部専門家及び外部専門家の活動を支援する者^{※2}に対する旅費・謝金（報償費）^{※3}、ワークショップ等に係る経費^{※4}を対象とする
- ・1市町村あたり、以下に示す額を上限額^{※5}として、任意の3年間を支援する（1市町村につき1回に限る）

①民間専門家等活用…560万円 ②先進自治体職員（組織）活用…240万円

※1：日帰りの場合は1回あたり6時間程度を確保すること

※2：地域人材ネット登録者もしくは外部専門家に準ずる指導を行うことができる者

※3：先進自治体職員の場合、旅費のみを対象とする

※4：印刷費、車両・会場借上費に限る

※5：対象経費に財政力補正をかけて算定

対象地域	定住自立圏を実施、もしくは条件不利地域を有する市町村	実施主体	市町村
関連 URL	http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html		

地域再生マネージャー事業		(一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)	
<p>・市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援する</p>			
外部専門家 活用助成	地域再生に取り組む市区町村が、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部専門家を活用する場合に、費用の一部を助成する		
	・市区町村が単独で取り組む事業		助成率 2 / 3 以内 助成額 700 万円以内
	・複数の市区町村が共同で取り組む事業		助成率 2 / 3 以内 助成額 1,000 万円以内
外部専門家 派遣 (短期診断)	地域再生への取り組みの初期段階にある市区町村に対して、財団から外部専門家を派遣し、現地調査を行い、地域課題の抽出及び課題解決に向けた方向性の提言を行う		派遣費用を、原則として財団が全額負担
※詳細は、地域総合整備財団 HP を参照してください			
対象地域	全国の市区町村（指定都市を除く）	実施主体	市区町村及び広域連合等（指定都市を除く）
関連 URL	https://www.furusato-zaidan.or.jp/chiiki/		

地方創生アドバイザー事業		(一財)地域活性化センター	
<p>・市区町村等が行う自主的・主体的な地域づくり活動に取り組む事業に対して、適切な助言を行う各分野の専門家等の受け入れに要する経費について、20 万円を限度に助成する</p>			
対象地域	全国	実施主体	市区町村及び広域連合等（指定都市を除く）
関連 URL	https://www.jcrd.jp/support/subsidy/chihouseisei/		

外部人材リスト	
地域活性化伝道師（内閣府）	https://www.chisou.go.jp/tiiki/dendoushi.html
外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度（総務省）	http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html
地域再生マネージャー事業（(一財)地域総合整備財団）	https://www.furusato-zaidan.or.jp/chiiki/mg_ichiran/
地域力創造人材データベース（(一財)地位活性化センター）	https://www.jcrd.jp/publications/databank/

◎活動拠点づくりに対する支援

デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））		内閣府 地方創生推進室	
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に国民の意識・行動の変容が見られることを踏まえ、地方でのサテライトオフィスの開設やテレワークを活用した移住・滞在の取組等を支援することにより、地方への新しい人の流れを創出し、東京圏への一極集中是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現を図る ・サテライトオフィス等の施設整備・運営・利用促進等の取組を行う地方公共団体やサテライトオフィス等に進出する企業と地元企業等が連携して行う地域活性化に資する取組を行う地方公共団体を支援する <p>補助率 3/4（企業進出数・県外利用率・移住者数の目標が高水準）、1/2（企業進出数・県外利用率・移住者数の目標が標準）</p>			
対象地域	①東京圏外の地方公共団体 ②東京圏内の条件不利地域を含む市町村、 または 2010～2020 年の人口減少率が 10%以上の市町村 ③東京圏内であり②の域内に事業を限定して行う都県	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/		

過疎地域遊休施設再整備事業（過疎地域持続的発展支援交付金）		総務省 地域力創造グループ 過疎対策室	
<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域における廃校舎や老朽化して使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費について支援する（補助率：1/3以内） 			
対象地域	過疎地域	実施主体	市町村及び一部組合等
関連 URL	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm		

郵便局等の公的地域基盤連携推進事業		総務省 情報流通行政局 郵政行政部 企画課	
<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル社会の進展への対応、自然災害などの地域の課題解決に向けて、デジタル技術と全国 24,000 局の郵便局ネットワークを活用 ・ 郵便局と地方自治体等の地域の公的基盤が連携して地域課題を解決するための実証事業を実施し、モデルケースを全国に展開 ・ 令和5年度は、全国3～4か所程度で実証を行い、その成果を全国の郵便局、地方自治体等へ普及展開する予定である 			
対象地域	全国	実施主体	総務省
関連 URL	https://www.soumu.go.jp/yusei/kasseika.html		

災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費 → P.18 参照	
---	--

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業		環境省 大臣官房 地域脱炭素事業推進課	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする 			
対象地域	全国	実施主体	地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も対象となる）
関連 URL	https://www.eic.or.jp/eic/topics/2023/resi_r04c/		

◎共助による生活サービスの確保等に対する支援

重層的支援体制整備事業交付金		厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課	
<p>・市町村において、既存の相談支援や地域づくりの取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する</p>			
対象地域	市区町村	実施主体	市区町村
関連 URL	https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/jigyou/		

重層的支援体制整備事業への移行準備事業		厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課	
<p>・市町村において、介護、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくり支援等の連携を推進するための取組等の重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な取組を行う</p>			
対象地域	市区町村	実施主体	市区町村
関連 URL	https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/jigyou/		

生活支援体制整備事業		厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課	
<p>・介護保険制度の地域支援事業において、市町村が主体となり、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する</p>			
対象地域	全国	実施主体	市町村
関連 URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html		

災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費		経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課	
<ul style="list-style-type: none"> ・SS等の燃料供給拠点の災害対応能力を更に強化するため、災害時に備えたSSにおけるガソリン、軽油等の石油製品の十分な在庫量を確保するための地下タンクの入換・大型化等を支援する 			
対象地域	全国	実施主体	民間企業等
関連 URL	https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2023/pr/en/enecho_nenryou_30.pdf		

地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費		経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課	
<ul style="list-style-type: none"> ・石油製品需要が少ない地域や後継者・人手不足が発生している地域においても、持続可能な燃料供給体制を構築することを目的として、先進的な事業モデルの創出や自治体主導によるSS承継等に向けた取組等を支援する 			
対象地域	①全国 ②SS過疎地等	実施主体	①民間企業等 ②自治体等
関連 URL	https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2023/pr/en/enecho_nenryou_33.pdf		

物流総合効率化法を活用した共同輸配送等への支援事業		国土交通省 総合政策局 物流政策課	
<ul style="list-style-type: none"> ・物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、総合効率化計画の策定のための調査事業及び認定を受けた総合効率化計画に基づく共同輸配送等を支援 			
対象地域	全国	実施主体	荷主企業及び貨物運送事業者物流に係る関係者によって構成された協議会
関連 URL	https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/ms_subsidy.html		

地域公共交通確保維持改善事業		国土交通省 総合政策局 地域交通課	
<p>・過疎地域等におけるデマンドタクシー、コミュニティバス等の運行費、車両の更新費等を支援する 補助率：1／2以内、1／3以内など（事業により異なる）</p>			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村、地域公共交通活性化協議会等
関連 URL	https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html		

地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業		(一財)地域活性化センター	
<p>・「地方創生」に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた以下の事業に対し支援する</p> <p>(1) 集落の維持活性化、コミュニティビジネスによる小さな地域経済循環の創造 (2) 子ども・女性・若者・シニア等が活躍する地域づくり</p> <p>(3) 食料・エネルギーの地産地消等、地域内支え合いの仕組みづくり (4) その他、地方創生に向けた地域ぐるみの取組</p> <p>・支援対象経費は報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、図書購入費、燃料費、食糧費（会議の飲料等））、役務費（通信運搬費、損害保険料、広告料）などで、助成金は150万円を上限とし、助成の対象となる経費の100%以内とする</p>			
対象地域	全国	実施主体	市町村、地域団体
関連 URL	http://www.jcrd.jp/support/subsidy/support/		

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置 → P.6 参照

地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置 → P.7 参照

小さな拠点・地域運営組織の形成に関する関係府省庁の主な支援制度一覧及び概要

○小さな拠点・地域運営組織の形成に活用可能な財政支援制度等

事業名	事業内容等	予算額（億円）			担当府省	主な支援内容			
		2022年度当初	2022年度補正	2023年度当初		総合支援	組織・人材	拠点	生活支援
デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））	サテライトオフィス等の施設整備・運営・利用促進等の取組を行う地方公共団体やサテライトオフィス等に進出する企業と地元企業等が連携して行う地域活性化に資する取組を行う地方公共団体を支援する。	-	400.0の内数	-	内閣府地方創生推進室 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局			◎	
デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	・デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援する。 ○地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型）⇒主にソフト事業 ○地方創生拠点整備タイプ⇒主にハード事業	532.0の内数	-	532.0の内数	内閣府地方創生推進事務局 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局	◎			
デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）	○地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型）⇒主にソフト事業 ○地方創生拠点整備タイプ⇒主にハード事業	70.0の内数	400.0の内数	70.0の内数	内閣府地方創生推進事務局 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局			◎	
特定地域づくり事業推進交付金	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業協同組合が、域内外の若者等を雇用し、組合員である事業者の事業に従事する機会を提供することにより、地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう、交付金により支援する。	5.0	-	5.6	内閣府地方創生推進事務局 総務省自治行政局地域振興室		◎		
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。	4.0	-	4.0	総務省地域力創造グループ 過疎対策室	◎			
過疎地域遊休施設再整備事業（過疎地域持続的発展支援交付金）	過疎地域における廃校舎や老朽化して使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費について支援する。	0.6	-	0.6	総務省地域力創造グループ 過疎対策室			◎	
地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）	事業の実施により、自治体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となるものであり、他の同様の公共的な地域課題を抱える自治体に対する高い新規性・モデル性がある事業について、地域金融機関等から融資（又は出資）を受けて事業化に取り組み民間事業者が事業化段階で必要となる初期投資費用について、地方公共団体が助成する経費に対し交付金を交付する。	5.0の内数	-	5.8の内数	総務省地域政策課		◎		
郵便局等の公的地域基盤連携推進事業	デジタル社会の進展への対応、自然災害などの地域の課題解決に向けて、デジタル技術と全国24,000局の郵便局ネットワークを活用。郵便局と地方自治体等の地域の公的基盤が連携して地域課題を解決するための実証事業を実施し、モデルケースを全国に展開。	0.8	-	1.2	総務省情報流通行政局郵政行政企画課			◎	
重層的支援体制整備事業交付金	市町村において、既存の相談支援や地域づくりの取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。	231.9	-	322.4	厚生労働省社会・援護局地域福祉課				◎
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	市町村において、介護、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくり支援等の連携を推進するための取組等の重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な取組を行う。	594.9の内数	-	545.0の内数	厚生労働省社会・援護局地域福祉課				◎
生活支援体制整備事業	介護保険制度の地域支援事業において、市町村が主体となり、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。	267.0の内数	-	267.0の内数	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課				◎
農山漁村振興交付金	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組に対し、委取組の発展段階に応じて総合的に支援。	97.5	14.4	90.7	農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課、地域振興課、都市農村交流課 整備部地域整備課	◎			
災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費	SS等の燃料供給拠点の災害対応能力を更に強化するため、災害時に備えたSSにおけるガソリン、軽油等の石油製品の十分な在庫量を確保するための地下タンクの入換・大型化等を支援する。	6.7の内数	-	6.7の内数	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課			○	◎

事業名	事業内容等	予算額（億円）			担当府省	主な支援内容			
		2022年度当初	2022年度補正	2023年度当初		総合支援	組織・人材	拠点	生活支援
地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費	石油製品需要が少ない地域や後継者・人手不足が発生している地域においても、持続可能な燃料供給体制を構築することを目的として、先進的な事業モデルの創出や自治体主導によるSS承継等に向けた取組等を支援する。	6.4	-	6.1	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課				◎
物流総合効率化法を活用した共同輸配送等への支援事業	物流分野の労働力不足への対応を強力で推進し、流通業務の省力化を図るため、総合効率化計画の策定のための調査事業及び認定を受けた総合効率化計画に基づく共同輸配送等を支援する。	0.43	14.55の内数	0.4の内数	国土交通省総合政策局物流政策課				◎
地域公共交通確保維持改善事業	過疎地域等におけるデマンドタクシー、コミュニティバス等の運行費、車両の更新費等を支援する。	206.9の内数	415.0の内数	206.9の内数	国土交通省総合政策局地域交通課				◎
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。	20.0	20.0	20.0	環境省大臣官房地域脱炭素事業推進課			◎	
地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業	地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネ促進区域の設定、再エネの導入調査、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う事業。	8.0の内数	22.0	8.0の内数	環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室		◎		
環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業	地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、①地域循環共生圏創造に向けた環境整備②支援チーム派遣等を通じた事業化支援③総合的分析による方策検討・指針の作成等④戦略的な広報活動を行う。	5.0	0.0	4.0	環境省大臣官房地域政策課		◎		
地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業	「地方創生」に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対し、上限額150万円で財政支援を行う。				(一財)地域活性化センター		◎		○

○その他の財政制度

措置名	概要	担当府省	総合支援	組織・人材	拠点	生活支援
地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置	地域運営組織の運営や形成の支援、住民同士の支え合いによる高齢者支援の取組及び地域運営組織の運営体制強化に関する収益事業の起業等に係る経費について、地方交付税措置を講じる。	総務省地域振興室		◎		○
過疎対策事業債	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による過疎地域の市町村が、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業を対象に発行が認められた地方債。	総務省財務調査課	◎			

○小さな拠点の形成に活用可能な税制措置（令和4年度税制大綱）

事項名	要望内容	担当府省	総合支援	組織・人材	拠点	生活支援
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置	地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置。	内閣府地方創生推進事務局		◎		○

○その他の支援制度

制度名	概要	担当	総合支援	組織・人材	拠点	生活支援
地域活性化伝道師	地域活性化に向け意欲的な取組を行うとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言などを行う。	内閣府地方創生推進事務局		◎		
地域おこし協力隊	都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。一定期間(概ね1年以上3年以下)、地域おこしの支援や住民の生活支援などの「地域協力活動」を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、地方財政措置を講じる。	総務省		◎		
地域おこし協力隊員に対する研修	地域おこし協力隊及び集落支援員等を対象に、地域協力活動などの取組を推進するために必要となる知識や実務能力の向上を図るための研修を実施する。	総務省地域自立応援課		◎		
集落支援員	地方公共団体が集落支援員を設置し、集落への「目配り」としての集落巡回や現状把握、今後あるべき姿の話し合い等を実施する際に要する経費について特別交付税措置を講ずる。	総務省		◎		
地域人材ネット(地域力創造アドバイザー)	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる。	総務省		◎		
全国地域づくり人材塾	地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人がそれぞれの知識・経験とアイデアを活かしながら活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されることが求められているため、そのような状況を生み出すために必要となる、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材＝「地域づくり人」を育成するための講座や塾を開催。	総務省		◎		
自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への支援	地方公共団体が実施する移住体験(二地域居住体験を含む)、移住希望者等に対する就職・住居支援等の取組について特別交付税措置を講じる。	総務省地域自立応援課		◎		
地域再生マネージャー事業	市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援する。	(一財)地域総合整備財団		◎		
地域力創造データバンク	主催するセミナーで登壇いただいた講師等を、市町村のほか、地域の活性化を支援する団体へ紹介する。	(一財)地域活性化センター		◎		
地方創生アドバイザー事業	市町村等が行う自主的・主体的な地域づくり活動に取り組む事業に対して、適切な助言を行う各分野の専門家等の受け入れに要する経費について、20万円を限度に助成する。	(一財)地域活性化センター		◎		
全国地域リーダー養成塾	様々な分野で既存の枠にとらわれない広い視野と深い見識を持ち、斬新かつ大胆な発想のできる地域リーダーを養成するため、多彩な講師陣による講義や実践的なワークのほか、主任講師による少人数のゼミナール形式の指導や地域づくりの現地調査など、体系的な研修を行う。	(一財)地域活性化センター		◎		

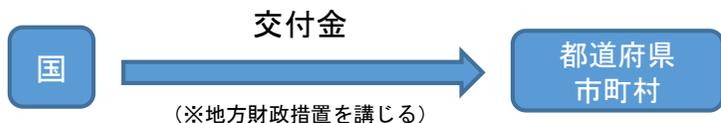
デジタル田園都市国家構想交付金（内閣府地方創生推進室・地方創生推進事務局）

令和4年度2次補正予算額 800億円

事業概要・目的

- 「新しい資本主義」の加速のため、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金を「デジタル田園都市国家構想交付金」として位置付け、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、強かに推進する。
- また、マイナンバーカードの普及状況を交付審査に反映するとともに、利用シーン拡大の取組を積極的に支援する。

資金の流れ



(注1) デジタル実装タイプの交付割合は以下の通り。

- ・ TYPE1 及びTYPE2 : 1/2
- ・ TYPE3 : 2/3
- ・ マイナンバーカード利用横展開事例創出型 : 10/10
- ・ 地方創生テレワーク型 : 3/4又は1/2

(注2) 地方創生拠点整備タイプの交付割合は1/2。

事業イメージ・具体例

○ 主な対象事業

【デジタル実装タイプ】

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、以下の取組を行う地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要な経費を支援。

- ・ 他の地域で既に確立されている優良モデル等を活用した実装の取組（優良モデル導入支援型（TYPE1））
- ・ デジタル原則とアーキテクチャを遵守し、オープンなデータ連携基盤を活用する、モデルケースとなり得る取組（データ連携基盤活用型（TYPE2））
- ・ 新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓に資する取組（マイナンバーカード高度利用型（TYPE3））
- ・ 現にマイナンバーカード交付率が高い団体における、全国への横展開モデルとなるカード利用の先事例構築に寄与する取組（マイナンバーカード利用横展開事例創出型）
- ・ 「転職なき移住」を実現するとともに、地方への新たなひとの流れを創出する取組（地方創生テレワーク型）

【地方創生拠点整備タイプ】

デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

（民間事業者の施設等整備に対しての間接補助）【拡充】

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の一部を交付することを可能とする。

期待される効果

- 地方からデジタルの実装を進めるとともに、地方における安定した雇用創出など地方創生の推進に寄与する取組（デジタル技術の活用等を含む）を進め、「デジタル田園都市国家構想」を推進する。

「転職なき移住」を実現し、地方への新たなひとの流れを創出するため、サテライトオフィスの整備・利用促進等に取り組む地方公共団体を支援します

交付金の特徴

補助率 **3/4**（高水準タイプ）

補助率 **1/2**（標準タイプ）

- 自治体施設整備に加え、民間施設整備・進出企業の支援が可能。
- ハード／ソフト経費の一体的な執行
- サテライトオフィスの整備支援等だけでなく、「進出企業定着・地域活性化支援事業」も措置

施設整備・利用促進事業

①自治体運営施設を整備 + ②民間運営施設整備を支援

施設を開設して、地域に企業を呼び込みたい



①↔②組み合わせ可
（最大3施設）

働く環境の整備

施設の利活用促進



施設整備・運営 事業費 最大9,000万円／施設
利活用促進 事業費 最大1,200万円／団体

③既存施設の拡充・利用促進

既存施設の拡充・利用促進で
地域に企業を呼び込みたい

施設の利活用促進

OR
①・②
または③



視察・お試しツアー、
ビジネスマッチング、
Web 広報 等

事業費 最大1,200万円／団体

④企業の進出支援

施設の利用企業を支援して地域への企業進出を促進

進出企業
支援



進出支援金
最大100万円／社

⑤進出企業定着・地域活性化の支援

本交付金を活用した施設の進出企業と地元企業等との連携事業を支援

地元企業・団体



進出企業

事業費 最大3,000万円／事業

デジタル田園都市国家構想交付金（内閣府地方創生推進室・地方創生推進事務局）

令和5年度概算決定額 **1,000.0億円**【うち**重要政策推進枠**100.0億円】
（令和4年度予算額 1,000.0億円）

事業概要・目的

○ デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、令和4年度第2次補正予算において「デジタル田園都市国家構想交付金」を創設した。

○ 5か年の新たな総合戦略「デジタル田園都市国家構想総合戦略」も踏まえつつ、各地方公共団体が目指す地域ビジョンの実現を総合的・効果的に支援する観点から、関係省庁と連携しつつ、政策分野横断的に支援を行うデジタル田園都市国家構想交付金の活用を促進していく。



（注1）令和4年度第2次補正予算において、デジタル実装タイプ400億円、地方創生拠点整備タイプ400億円を措置。
（注2）本交付金の一部は、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行。

事業イメージ・具体例

○主な対象事業

デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。

【地方創生推進タイプ】

- ・自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を有する取組等（先駆型・Society5.0型：最長5年間、横展開型：最長3年間）

	1事業当たり交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆型3.0億円 横展開型1.0億円	6事業 ※広域連携事業は3事業まで追加可
中枢中核都市	先駆型2.5億円 横展開型0.85億円	5事業 ※広域連携事業は2事業まで追加可
市区町村	先駆型2.0億円 横展開型0.7億円	4事業 ※広域連携事業は1事業まで追加可

※Society5.0型は都道府県・中枢中核都市・市区町村ともに交付上限額（国費）3.0億円、申請上限件数の枠外。

- ・東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策
 - 移住支援金の子育て世帯加算について、最大30万円から最大100万円に拡充。
 - 「デジタル人材の移住や就業」や、「デジタル技術を活用した起業」等を支援・促進。
- ・省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備
 - 施設の整備に併せて、クラウド型WEB監視システムの導入や施設情報・維持管理情報のデジタル化など、デジタル技術の活用・連携を促進。

【地方創生拠点整備タイプ】（原則として3年間（最長5年間））

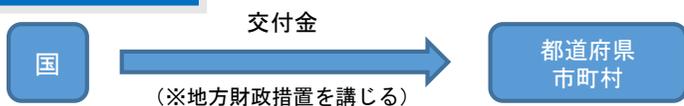
	都道府県	中枢中核都市	市区町村
1事業当たりの交付上限額の目安（国費）	15億円程度	10億円程度	5億円程度

※申請上限件数は「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の期間（2023～2027年度）を通じて1事業。

（民間事業者の施設等整備に対しての間接補助）【拡充】

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の一部を交付することを可能とする。

資金の流れ



期待される効果

○ 地方からデジタルの実装を進めるとともに、地方における安定した雇用創出など地方創生の推進に寄与する取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」を推進する。

地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプの概要

(先駆型・横展開型・Society5.0型)

- デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。
 - 地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型） ⇒ 主にソフト事業を支援。【R5当初：532億円】
 - 地方創生拠点整備タイプ ⇒ 主にハード事業を支援。【R4補正：400億円、R5当初：70億円】
- ＜対象事業例＞ 観光振興、移住促進、ローカルイノベーション、地方創生人材の確保・育成、ワークライフバランスの実現、商店街活性化 等
- 地方創生拠点整備タイプについて、官民一体となって地域の課題解決に取り組むことができるよう、支援を拡充。

事業
期間

上限額
補助率

カード
交付率

カード
利活用

その他

推進タイプ
【先駆型】

5年間

国費：
都道府県3.0億円
中枢中核都市2.5億円
市区町村2.0億円
補助率：1/2

デジタルを主
内容とするもの
(注1)は、採択
にあたりカードの
交付率を勘案

推進タイプ
【横展開型】

3年間

国費：
都道府県1.0億円
中枢中核都市0.85億円
市区町村0.7億円
補助率：1/2

カードの利
活用を含む
場合は加算

推進タイプ
【Society5.0型】

5年間

国費：3.0億円
補助率：1/2

現状交付率全
国平均以上を申
請要件

拠点整備タイプ

当初予算：
原則3年間
補正予算：
単年度

国費：
都道府県15億円
中枢中核都市10億円
市区町村5億円
補助率：1/2

デジタルを主
内容とするもの(注
1)は、採択にあ
たりカードの交付
率を勘案

＜対象＞

目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を有する事業。

【推進タイプの事業類型】

- ・先駆型：先駆性の高い最長5年間の事業
- ・横展開型：先駆的・優良事例の横展開を図る最長3年間の事業
- ・Society5.0型：地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる最長5年間の事業

＜拠点整備タイプにおける拡充＞

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の1/2を交付することを可能とする。

【支援スキーム】

- 民間事業者
- 地方公共団体
- 国

施設等整備費用

全部又は一部を補助

1/2を補助

(注1) デジタル実装のための計画策定、開発・実証等を主内容とする事業

(注2) 申請上限件数は以下の通り

- ・推進タイプ 都道府県：6事業、中枢中核都市：5事業、市区町村：4事業 ※Society5.0型は申請件数の枠外
- ・拠点整備タイプ 当初：2023～27年度（デジ田総合戦略の期間）を通じて1事業、補正：上限なし

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R5予算額 5.6億円
R4予算額 5.0億円
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターンへの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

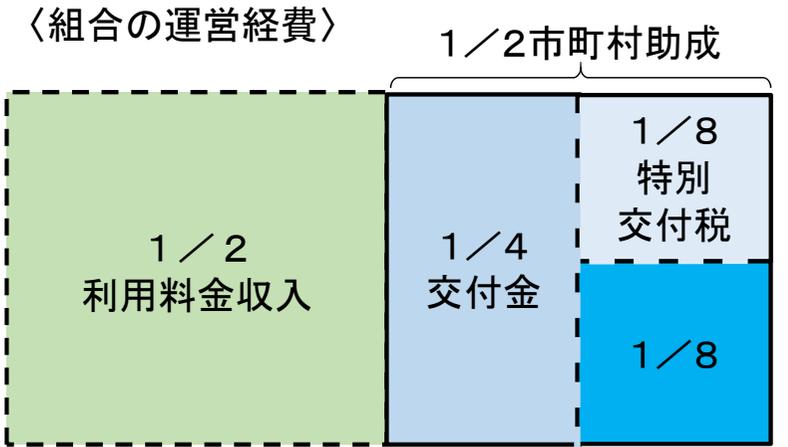
特定地域づくり事業協同組合員



人材派遣 利用料金

特定地域づくり事業協同組合
地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保 27 ページ

市町村



※このほか、設立支援に対する特別交付税措置あり

財政支援

認定

都道府県

情報提供
助言、援助

集落ネットワーク圏の推進

(まち・ひと・しごと創生総合戦略：「小さな拠点」の形成関連)

R5予算額 4.0億円

- 過疎地域等においては、小規模化・高齢化により集落機能が低下し、生活の維持が困難な集落が増加。
- 個々の集落では様々な課題の解決が困難なケースもあることから、より広い範囲で、基幹集落を中心に複数集落で「集落ネットワーク圏」を形成し、集落を活性化する取組が必要。

集落ネットワーク圏のイメージ

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとして集落機能を確保することにより、持続可能な暮らしを実現

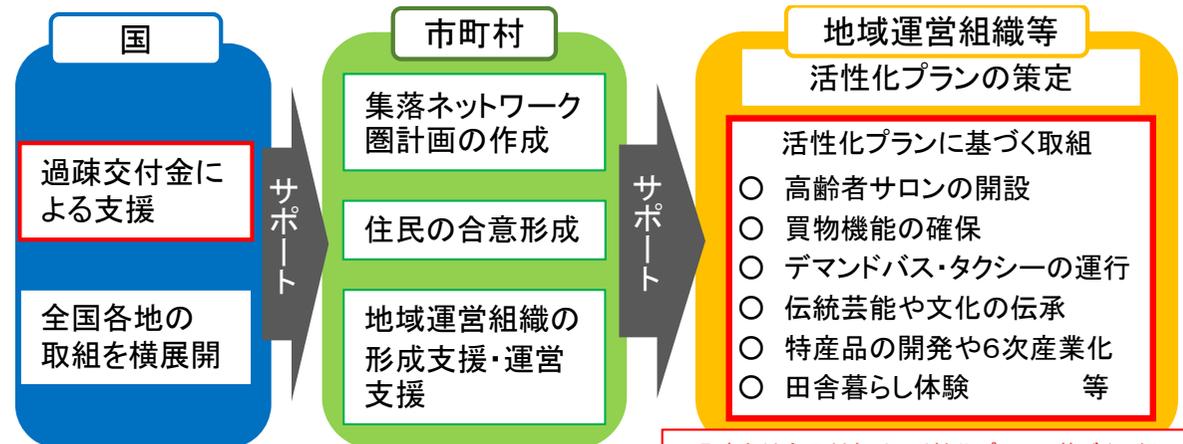


役場所在地

※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

過疎地域持続的発展支援事業 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織
(地域運営組織等) ※交付金の申請は市町村が実施
- (3) 交付対象 経費の上限額 1,500万円 ※下記事業については、限度額を上乗せ
① 専門人材を活用する事業(+500万円)
② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
③ 上記①+②併用事業(+1,500万円)
- (4) 令和5年度予算額 4.0億円(令和4年度予算額 4.0億円)
- (5) 対象事業 活性化プランに基づく集落機能の維持・活性化に資する取組



過疎交付金の対象は、活性化プランに基づく取組

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R5予算額: 400百万円
(R4予算額: 400百万円)

○ 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
- (3) 対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
- (4) 交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)

※下記事業については、限度額を上乗せ

- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

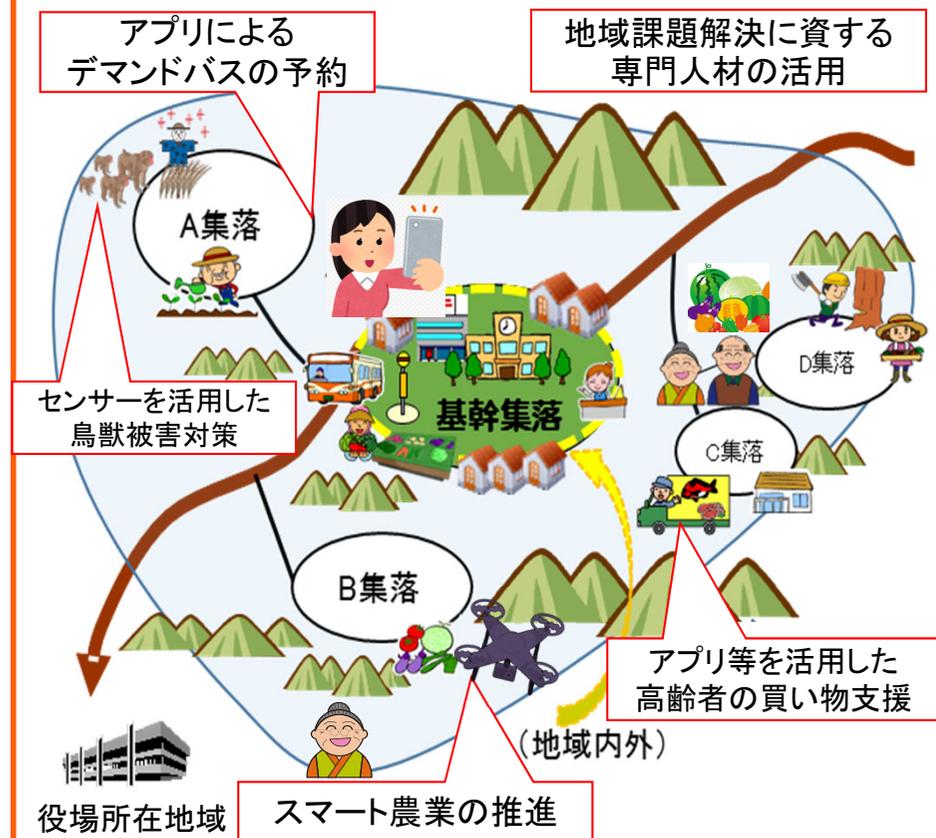
① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者 等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

過疎地域遊休施設再整備事業

R5予算額:60百万円
(R4予算額:60百万円)

- 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援

施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

(1)事業主体
過疎市町村

(2)交付対象経費の限度額
60,000千円

(3)交付率
1/3以内

事業のイメージ

過疎地域内の遊休施設



廃校舎



使用されて
いない旧公民館



使用されて
いない倉庫等

改修

過疎地域内の課題解決に対応した施設へ



テレワーク施設や
サテライトオフィス等
働く場の施設整備



地域運営組織等の
コミュニティ拠点施設



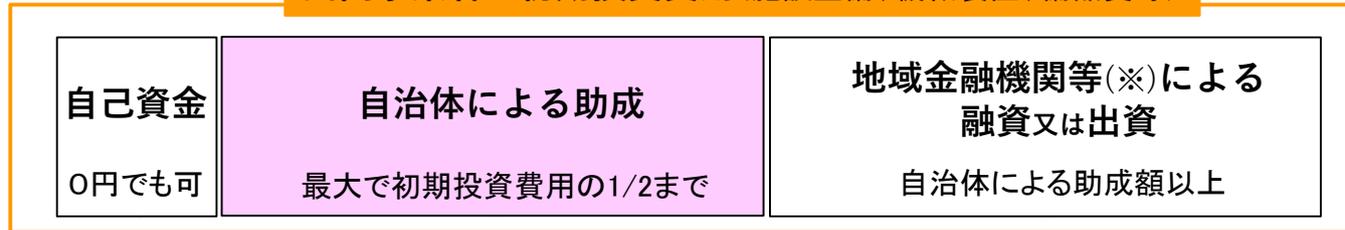
食肉、農産物等の
加工施設

1. 制度概要

- 地域振興に資する民間投資を支援するため、自治体(都道府県・市町村)が、地域金融機関の融資と協調して、公費により助成する制度。
- 自治体負担額について、国費(補助率:1/2~10/10)による支援等により、ローカルスタートアップ立ち上げを強力に支援。

2. 事業スキーム

民間事業者の初期投資費用(施設整備、機械装置、備品費等)



活用可能な事業(例)

農 林 漁 業
製 造 業
…
宿 泊 業
観 光 業
…
食 品 加 工 業
地域エネルギー事業

国の財政支援等



※ 第一地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合
R5年度から、融資元の拡充

- ・日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫
- ・ふるさと融資を利用する場合の地方公共団体

・原則、自治体負担の1/2を国費により支援し、残額の1/2を特別交付税により財政措置。

※1 財政力の弱い条件不利地域は国費を2/3又は3/4にかさ上げ

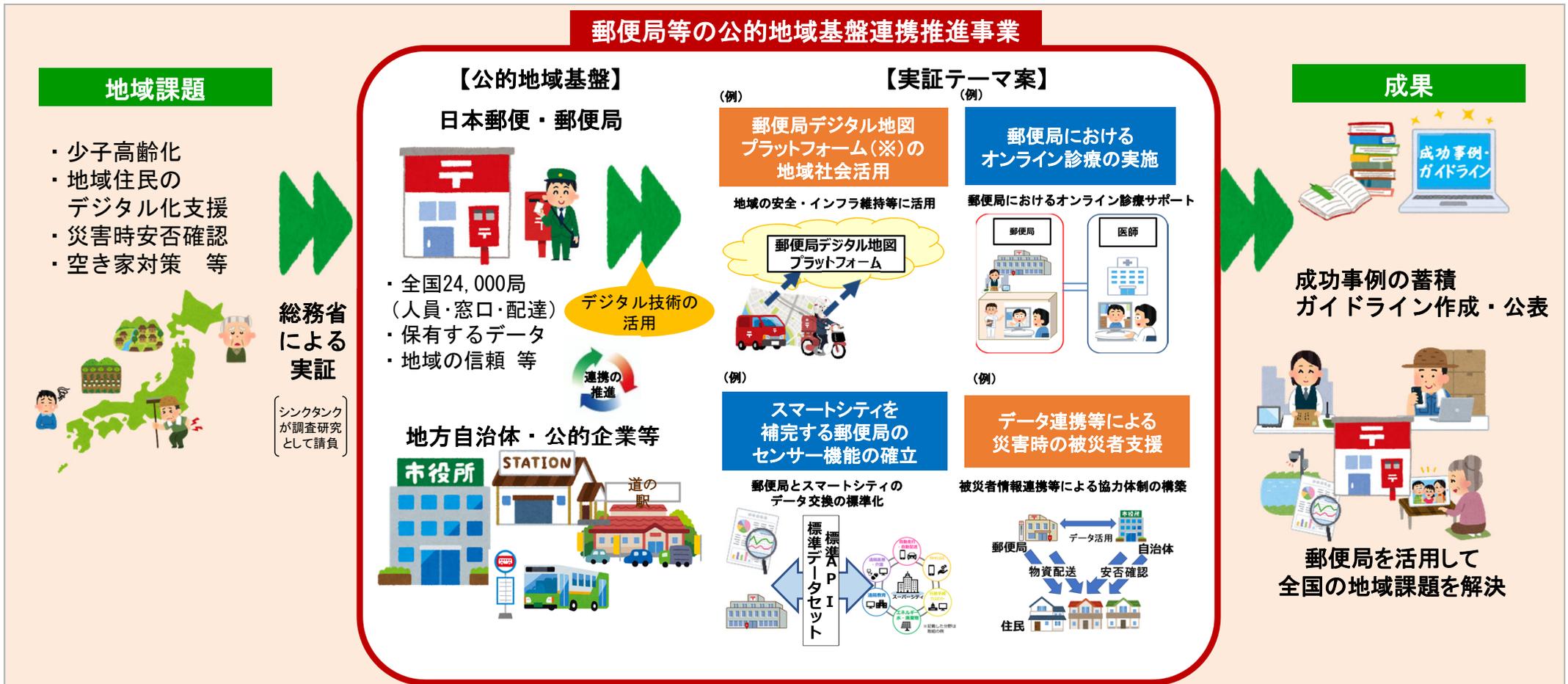
※2 デジタル技術を活用した事業は国費を10/10、脱炭素に資する地域再エネを活用した事業は国費を3/4にかさ上げ

3. 交付手続

- ① 事業計画書(※)の作成
 - ・民間事業者・地域金融機関が、事業実施地域の自治体窓口と調整の上作成。
 又は
 - ・自治体が地域課題解決に向けた事業を発案し、民間事業者・地域金融機関を募った上で作成。
- ② 総務省への申請
 - ・自治体から総務省に事業採択を申請。
 - ・申請は年間を通じ随時受付(毎月10日×切)。
- ③ 採択決定
 - ・申請から約1ヶ月半で採択決定。

郵便局等の公的地域基盤連携推進事業

- デジタル社会の進展への対応、自然災害などの地域の課題解決に向けて、デジタル技術と全国24,000局の郵便局ネットワークを活用。郵便局と地方自治体等の地域の公的基盤が連携して地域課題を解決するための実証事業を実施し、モデルケースを全国に展開。



(事業主体) シンクタンク
 (事業スキーム) 調査研究(請負)
 (計画年度) 令和4年度～令和6年度
 令和5年度予算額 120百万円
 (令和4年度予算額 80百万円)

※郵便局デジタル地図プラットフォーム: 郵便局が保有する事故頻発地点、アンダーパス冠水頻発箇所、道路損傷箇所等の情報を一元化したデジタル地図を活用するために日本郵便が構築する共通基盤。

地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和5年度予算
351億円
(令和4年度予算:261億円)

【重層的支援体制整備事業】 令和5年度予算：322億円（令和4年度予算：232億円）

- 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国：1/2 都道府県：1/4 市町村：1/4

【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】 令和5年度予算：29億円（令和4年度予算：29億円）

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費 ※改正社会福祉法の施行から一定期間が経過していること等を踏まえ、令和5年度以降に新規実施する自治体については、国庫補助の上限額を見直す予定。	市町村	国：3/4 市町村：1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国：3/4 都道府県：1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費)

重層的支援体制整備事業への移行準備事業

令和5年度当初予算額 28億円（28億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるよう、各相談支援機関等との連携体制の構築をはじめ、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた準備及び試行的取組等を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 今後、重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村において、重層的支援体制整備事業に円滑に移行するための準備に必要な取組を行う。具体的には、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内関係部局、庁外の民間団体等との連携体制の構築、重層的支援体制整備事業への移行に向けた計画の作成、多機関協働等の取組を行う。

（主な取組内容）

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内連携体制の構築及び重層的支援体制整備事業への移行計画の作成
- 多機関協働による包括的支援体制構築の取組
- アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組
- 参加支援の取組
- その他重層的支援体制整備事業への移行に必要な取組

3 実施主体等

実施主体：市町村

補助率：国3/4、市町村1/4

令和3年度事業実績：事業実施自治体においては、各市町村の既存の体制や社会資源を踏まえ、それぞれの状況に応じて適切に移行にむけた取組を実施していると認識しており、実際に、令和3年度の事業を実施した233自治体のうち、令和4年度には78自治体が本格実施に移行する予定である。

市町村による在宅医療・介護連携、認知症施策などの充実 (包括的支援事業(社会保障充実分))

令和5年度予算額
公費534億円、国費267億円

- 地域包括ケア実現に向けた、充実・強化の取組を地域支援事業の枠組みを活用し、市町村が推進。
 - あわせて要支援者に対するサービスの提供の方法を給付から事業へ見直し、サービスの多様化を図る。
 - これらを市町村が中心となって総合的に取り組むことで地域で高齢者を支える社会が実現。
- ※「医療・介護連携強化」「認知症施策の推進」「生活支援体制整備」に係る事業については、地域包括支援センター以外の実施主体に事業を委託することも可能

以下の取組について、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。

在宅医療・介護連携

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進

認知症施策

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や地域支援推進員による相談対応のほか、社会参加活動の体制整備や認知症本人・家族の支援ニーズに応える認知症サポーターの活動(チームオレンジ)等を推進

地域ケア会議

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進

生活支援の充実・強化

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置のほか、就労的活動をコーディネートする人材の配置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進

<対策のポイント>

地域の創意工夫による**活動の計画づくり**から**農業者等を含む地域住民の就業の場の確保**、農山漁村における**所得の向上**や**雇用の増大**に結びつける取組に対し、取組の発展段階に応じて**総合的に支援**し、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

<政策目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人 [令和7年度まで]）等

<事業の全体像>

中山間地域等

最適土地利用総合対策

ソフト ハード

地域における土地利用構想の作成から実現までの取組を総合的に支援します。



土地利用構想の作成



簡易な整備



農地の粗放的利用

中山間地農業推進対策

ソフト

中山間地域での収益力向上に向けた取組や農村型地域運営組織（農村RMO）形成を支援します。



栽培技術のeラーニング



農村RMOによる農用地保全

山村活性化対策

ソフト

振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。



山菜を利用した商品開発

農山漁村発イノベーション対策

農山漁村発イノベーション推進事業

ソフト

地域活性化のための活動計画づくりや農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する取組等を支援します。



地域活性化のための活動計画づくり（※1）



地域資源を活用した新商品開発

※1 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能

農山漁村発イノベーション整備事業

ハード

農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する施設整備を支援します。



農産物加工・販売施設の整備



集出荷・貯蔵・加工施設の整備

農泊推進型



景観等を利用した高付加価値コンテンツの開発

農福連携型



障害者等の農産物栽培技術の習得等



古民家等を活用した滞在型施設の整備



障害者等が作業に携わる生産施設の整備等

情報通信環境整備対策

ソフト ハード

インフラ管理やスマート農業等に必要の情報通信環境の整備を支援します。



通信施設の整備

農山漁村地域

都市部

都市農業機能発揮対策

ソフト

都市農業への関心の喚起や多様な機能の発揮に資する取組を支援します。



都市農地賃借による担い手づくりへの支援

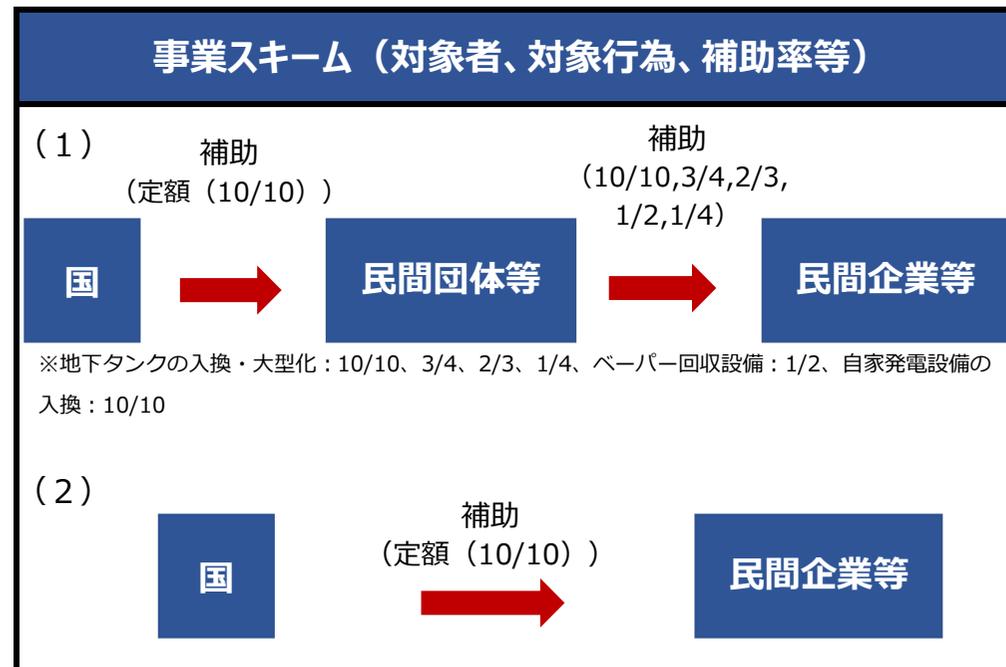
コミュニティの維持と農山漁村の活性化・自立化

災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費

令和5年度予算額

6.7 億円 (6.7 億円)

事業の内容
<p>事業目的</p> <p>災害時には、住民生活や復旧活動を支えるガソリン・軽油等の燃料供給拠点となるサービスステーション（以下「SS」）の機能を確保することが重要になります。そのため、近年頻発する災害等を踏まえ、SSの災害対応能力を更に強化することを目的とします。</p>
<p>事業概要</p> <p>（１）SSにおける災害対応能力強化に係る設備導入支援 災害時に備えたSSにおけるガソリン、軽油等の石油製品の十分な在庫量を確保するための地下タンクの入換・大型化、ペーパー回収設備の導入、災害時に緊急車両等に優先給油を行う中核SSの自家発電設備の入換を支援します。</p> <p>（２）緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練等の支援 災害時に円滑な対応ができるよう、緊急車両等へ給油訓練等を行う災害時対応実地訓練及び自家発電設備の点検研修等の実施を支援します。</p>



成果目標
<p>災害時において本事業で支援を行ったSSのうち営業可能なSSの稼働率100%を目指します。</p>

地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費

令和5年度予算額

6.1 億円 (6.4 億円)

事業の内容	事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)
<p>事業目的</p> <p>地域の燃料供給体制については、2050年カーボンニュートラルに向けて生じる更なる石油製品の需要減や後継者・人手不足等により供給体制が脆弱になる地域が増加していくことが懸念されるため、石油製品需要が少ない地域や後継者・人手不足が発生している地域においても、持続可能な燃料供給体制を構築することを目的とします。</p> <p>事業概要</p> <p>(1) 先進的SS事業モデル構築等支援 サービスステーション (以下「SS」) の総合エネルギー拠点化、地域コミュニティ・インフラ化、多機能化、AI等を活用した業務効率化のため、先進的なビジネスモデルの構築等を支援します。</p> <p>(2) 自治体によるSS承継等に向けた取組の支援 SS過疎地等において自治体主導による燃料供給体制の確保を円滑化させるため、①自治体による燃料供給に関する計画策定に要する経費、②自治体が策定した燃料供給に関する計画に基づくSSの設備整備・撤去費用等を支援します。</p>	<p>(1) 先進的SS事業モデル構築等支援 ＜執行スキーム＞</p> <pre>graph LR; A[国] -- 補助 --> B[民間団体]; B -- "補助 (10/10)" --> C[民間企業等];</pre> <p>(2) 自治体によるSS承継等に向けた取組の支援 ＜執行スキーム＞</p> <pre>graph LR; A[国] -- 補助 --> B[民間団体]; B -- "補助 (3/4、1/2)" --> C[自治体等];</pre> <p>成果目標</p> <p>SSのカーボンニュートラル社会に向けた事業再構築、自治体主導による燃料供給体制の確保により、SS減少率がガソリン需要減少率を下回ること (ガソリン需要減少率/SS減少率 = 100%以上) を目指します。</p>

地域公共交通確保維持改善事業の概要

令和5年度概算決定額
20,692百万円（前年度1.00倍）

地域公共交通確保維持事業 (地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

○地域間幹線バス交通・地域内フィーダー交通の運行

- ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入等を支援
- ・過疎地域等のコミュニティバス・デマンドタクシー・自家用有償旅客運送等の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
- ・旅客運送サービス継続のためのダウンサイジング等の取組を支援

○離島航路・離島航空路の運航

- ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である、離島航路・離島航空路の運航等を支援

○エリア一括協定運行 **新設**

- ・交通事業者が一定のエリアを一括して運行（**エリア一括協定運行**）する場合には
おける長期安定的な支援



地域公共交通バリア解消促進等事業 (快適で安全な公共交通の実現)

- バリアフリー化のためのノンステップバス・福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 地域の鉄道の安全性向上に資する設備の更新
- 障害者用ICカードの導入 等



地域公共交通調査等事業

(持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定)

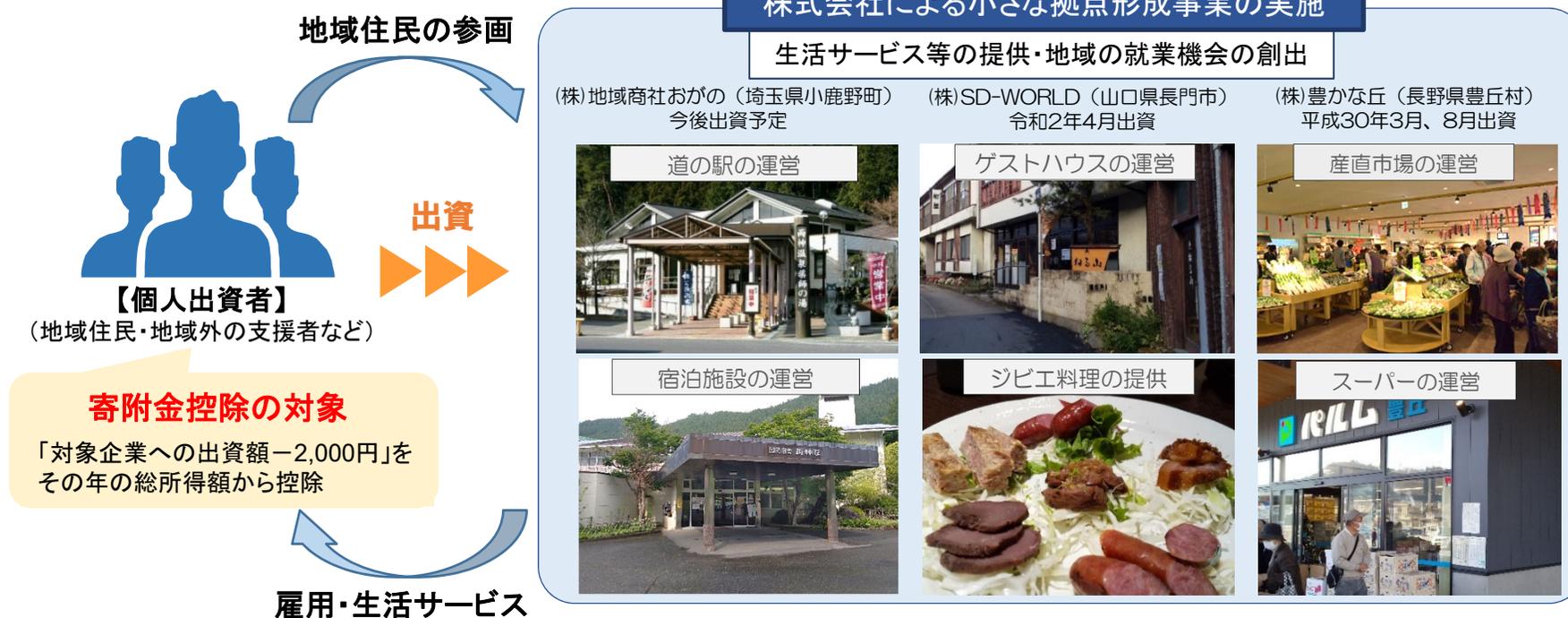
- 公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- バリアフリー化を促進するためのマスタープラン・基本構想の策定に係る調査
- **ローカル鉄道に係る官民共創による公共交通再構築**を促すため、**協議会の開催、調査事業、実証事業**等を支援
(地域公共交通再構築調査事業) **新設**

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置

【背景・目的】

中山間地域等で、雇用創出や生活サービスの提供の場となる小さな拠点の形成に資する株式会社に対する出資について、税制上の優遇措置を講じることにより、地域運営組織の法人化を促進する。
 (これまでの税制適用実績は3件。本措置に関わる地域再生計画の認定は6件。)

【制度概要】



- ・対象地域：中山間地域等の集落生活圏(都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア)
- ・会社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

※ 適用期限：令和6年3月31日まで(2年間延長)